

第26回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年8月22日(月) 午後1時30分～午後1時50分
2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(10名)

1	善家郁夫	2	山下展輝	3	兵頭知幸	4	松岡照明
5	渡邊由美	6	高田洋一	7	清家壽秋	8	赤松拓也
9	清家茂	10	山本一人	11	水野規雄	12	渡邊康志
13	谷口雄記	14	川平定計				

4. 欠席委員(名)

4	松岡照明	8	赤松拓也	7	清家壽秋	10	山本一人
---	------	---	------	---	------	----	------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第122号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第123号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議題第124号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第5 議案第125号 下限面積(別段面積)の設定について
- 日程第6 議案第126号 新規就農者向け下限面積(別段面積)の設定について
- 日程第7 報告第9号 農地原型変更届出書について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	丸山貴広	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第26回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思います。</p>
会長	<p>はい、8月の後半ということで、稲刈りも各地域で始まっていると思います。今日はそういうことで、農繁期に入りましたので農業委員さんも欠席の方が何名か出られております。また、ご存知のとおりもう1件はコロナの感染がなかなか収まらないということで、協力員の方はお休みいただいて農業委員のみでの会議に変更させていただいております。それぞれの手元に議案は揃っておりますので、この内容に従いましてご審議いただきますようお願いいたします。開会のあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>10</u>名であります。</p> <p><u>赤松農業委員、松岡農業委員、清家農業委員、山本農業委員</u>より欠席の連絡を受けております。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第26回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>12番 渡邊 康志 委員、13番 谷口 雄記 委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第122号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>順位1番について、渡邊由美委員より説明願います。</p>
渡邊委員	<p>議席番号5番 渡邊です。</p> <p>議案第122号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第122号 順位1番 説明】</p>

渡 邊 委 員	8月18日に申請人、中井推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第122号 順位1番 説明】
渡 邊 委 員	以上により、農地法第4条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議 長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第122号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第122号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議 長	日程第3 議案第123号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、高田洋一委員より説明願います。
高 田 委 員	議席番号6番 高田です。 議案第123号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第123号 順位1番 説明】
高 田 委 員	8月18日に譲渡人ご夫妻、譲受人、赤松農業委員、事務局2名、私の計7名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第123号 順位1番 説明】
高 田 委 員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議 長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第123号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第123号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議 長	日程第4 議案第124号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。 まず、順位1番から2番までを一括審議し、順位3から4番は該当委員退席後に審議します。 順位1番から2番まで事務局より説明願います。
事 務 局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第124号 順位1番から2番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位1番から2番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第124号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1番から2番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第124号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1番から2番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	善家委員は退席願います。
	(善家委員 退席)
議 長	それでは、順位3番から4番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位3番から4番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第124号 順位3番から4番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位3番から4番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)

議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第124号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位3番から4番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第124号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位3番から4番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は善家委員を呼んできてください。
	（善家委員 着席）
議 長	日程第5 議案第125号「下限面積（別段面積）の設定について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第125号「下限面積（別段面積）の設定について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第125号 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	（質問、意見等なし）
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第125号「下限面積（別段面積）の設定について」、原案のとおり公示することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第125号「下限面積（別段面積）の設定について」、原案のとおり公示いたします。
議 長	日程第6 議案第126号「新規就農者向け下限面積（別段面積）の設定について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第126号「新規就農者向け下限面積（別段面積）について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第126号 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。

議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第126号「新規就農者向け下限面積（別段面積）の設定について」、 原案のとおり公示することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第126号「新規就農者向け下限面積（別段面積）の設定について」、 原案のとおり公示いたします。
議 長	日程第7 報告第9号「農地原形変更届書について」の報告をします。 順位1番について、事務局より説明願います。
事 務 局	事務局の濱田です。 報告第9号「農地原形変更届書について」の報告をします。
	【議案書に基づき、報告第9号 順位1番 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 質疑等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第26回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	12番
	13番